

第2回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市立図書館条例の一部を改正する条例

5つめの三鷹市立図書館分館として、三鷹市立南部図書館を新設することともに、規定を整備するものです。南部図書館は、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団が建設する新施設を借り上げて市が整備するもので、同財団と連携・協力し、特色ある図書館事業を展開するものです。



内装工事が進む三鷹市立南部図書館

◆三鷹市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

有料自転車等駐車場の名称変更として、「しろがね第1駐輪場」を「しろがね通り第1駐輪場」に、「しろがね第2駐輪場」を「しろがね通り第2駐輪場」に、それぞれ改めるものです。

補正予算

◆平成25年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千334万9千円を追加し、総額を88億6千27万4千円とするものです。

補正の内容は、歳出予算において、民生費では、私立保育園整備事業費の増4千357万円です。新たに上連雀二丁目と下連雀四丁目に開設を予定している私立認可保育所2園に対し、施設整備費の助成を行うものです。衛生費では、1点目は、子宮頸がん等ワクチン接種事業費の増1千987万7千円です。子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの接種が法定化されたことに伴い、費用の全額を公費で負担することとし、そのための所要経費を増額するものです。2点目は、先天性風しん症候群対策予防接種事業費87万1千円の計上です。胎児の先天性風しん症候群の発生防止に向け、妊娠中の女性が風しんに感染することを防ぐための措置で、妊娠を予定又は希望している女性及び妊娠している女性の夫が予防接種を受ける際の自己負担を軽減し、接種の促進を図るものです。消防費では、消防団支援事業費230万9千円の計上です。消防団

活動の充実を図るため、団員に網上げ作業靴を支給することともに、各分団に背負い式救出・救助資器材セットを1セットずつ支給するものです。教育費では、1点目は、コミュニティ・スクール及び学校運営協議会関係費の増46万2千円です。同額の指定寄附があったことから、寄附者の意向に沿い、コミュニティ・スクールだよりの拡充など、コミュニティ・スクール委員会活動の充実に取り組むものです。2点目は、理数フロンティア校事業費40万円の計上です。小中学校における理数教育を推進するため、効果的な教材や指導方法の研究などを行うものです。

契約

◆新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る多機能複合施設（仮称）の整備に関する委託契約の締結について

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る多機能複合施設の整備を行うものです。多機能複合施設（仮称）の整備に当たっては、敷地東側の防災公園部分と一体的に整備をするために、独立行政法人都市再生機構に委託するものです。契約の方法は随意契約とし、契約の金額は概算で48億1千37万5千円、出来高により精算すること

人事

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について
山本 剛嗣氏（再任）

議員提出議案

意見書（要旨）

◆自殺対策のさらなる推進を求める意見書

警察庁の発表によれば、昨年の全国での自殺者数は2万7千700人で15年ぶりに3万人を切った。その減少自体は数々の施策実施の結果であると言えるが、いまだに3万人近い方々が毎年自殺をする社会でもあるという現実から目を背けてはならない。昨年8月に閣議決定された自殺総合対策大綱では「一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」との理念が掲げ



多機能複合施設（仮称）整備予定地

とします。契約の相手方は、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部です。履行期間は、契約確定日の翌日から平成29年3月31日までです。

られています。よって、本市議会は、政府に対し、今後ともこの大綱をもとに自殺防止対策をさらに推進し、国民の誰もが居場所と出番のある社会となるよう、次の点に特に留意し施策の遂行を求める。(1)自殺防止対策のさらなる推進のため、政府において少なくとも前年度を下回ることもないよう、関係予算を十分に確保すること。対策を緩めれば、また自殺がふえてしまう社会であるとの認識に立ち、自殺防止対策の推進に政府も全力で取り組むこと。(2)「よりよいホッティング」など全国で行われている自殺防止対策への取り組みに政府としても十分な支援を継続すること。また、これらの取り組みが一層推進されるよう、関係省庁、地方公共団体、各関連団体等の連携確保に努めること。(3)自殺防止対策の進展の背景には、各自治体で先進的なモデル事業を推進してきたことがある。各自治体等がそれぞれ取り組む組みがさらに推進されるよう、政府としても諸施策の推進を加速化すること。

◆給付型奨学金制度の創設を求める意見書

日本国憲法第26条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を保障」しており、教育基本法第4条は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。日本を除くOECD（経済協力開発機構）の加盟国33カ国のう

ち、大学の授業料が無償の国は17カ国あり、残りの16カ国でも給付型の奨学金が制度化されている。日本においては、国立大学の初年度納付金の標準額が81万7千800円と高額の上、国による給付型の奨学金がなく、貸与型のみである。そのうち有利子奨学金が約4分の3を占めており、教員・公務員になった場合の免除制度は既に廃止されている。近年は全国の大学生のおよそ半分が奨学金を借りている現状がある。就職難や低賃金の不安定・非正規雇用が広がる日本の社会経済状況のもと、高金利の貸与型奨学金の返済を遅延すれば「ブラックリスト」化され、卒業後の人生にも大きな支障を来す結果となっている。貸与型奨学金を利用しない理由として「将来の返済が不安」と答えた学生が3分の1に上っているという統計もある。したがって、従来の貸与型奨学金に限らず奨学金制度の拡充が求められている。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、現行の貸与型奨学金制度の金利引き下げを図り、経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある高校生・大学生に対しては、一定の条件のもと、給付型奨学金を早急に創設されるよう強く求めるものである。

◆副反応事例が多発している子宮頸がんワクチン接種事業の精査・検証と副反応被害者に対する救済体制を整えることを求める意見書

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンは、

2013年4月より定期接種となった。しかし、この「子宮頸がんワクチン」と呼ばれている「サーバリックス」「ガーダシル」を接種した後の副反応事例が全国で多数報告されている。6月14日に開催された第2回厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で協議の結果、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等の副反応があり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨を控えるよう勧告が出されたところである。この検討会資料によると、副反応報告は1千987件、そのうち医師が認めた重篤な症例報告は2種類合わせて37件。100万回接種当たりサーバリックス43・3件、ガーダシル33・2件となり、インフルエンザワクチン（23件）や不活化ポリオ（53件）より桁違いに多い。副反応の内容には、「四肢の運動能力低下」「歩行不能」など未回復の例もあり、ギラン・バレー症候群や自己免疫疾患等、報告漏れの多い遅発性疾患を考慮すると重篤な例はさらにふえると考えられる。一方で、HPVワクチンの効果については、厚生労働省も、「新しいワクチンのため、子宮頸がんそのものを予防する効果はまだ証明されていない」としている。飛沫・空気感染ではなく、接触感染のウイルス、しかも99%が感染しない型に対して、悉皆でワクチン接種することが公衆衛生上本当に有益なことなのか、高比率での重篤な副反応を見据え

て、再検証すべきではないであろうか。また、本年3月8日の報道によると、副反応を起こした女子中学生に対し、接種を行った杉並区が補償することが明らかになった。予防接種被害に対する補償が極めて限定的であり、被害者みずからの举证責任で立証しなくてはならないのが現状である。しかし、医者でも新発のワクチンと副反応の因果関係を立証することが困難であるため、補償を受けることは大変困難な状況である。接種を行った地方自治体が補償をしなければならない現状も、改善しなければならないと考ええる。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次のことを求めるものである。(1)HPVワクチン接種対象者及び国民に対しては、検討部会の「積極的勧奨差し控え」の決定を重く受けとめ、現在までに起こっている「広範囲で長引く痛み」などの副反応事例の幅広い情報を提供し、あくまで自主性を尊重することを明示すること。(2)検討部会での協議に沿って、報告されていない「広範囲で長引く痛み」などの副反応の全体像を精査し検証するまで、国として積極的勧奨の一時見合わせを継続すること。(3)副反応被害者の立場に立った速やかな補償、並びに相談事業の体制を国として構築すること。(4)子宮頸がんは、検診により早期発見・早期治療が可能であることから、若い世代が受診しやすい検診体制の工夫と充実を図ること。